

新歓期の物品借用について

2020年度新歓期（4月、5月）の物品借用は
3月2日（月）9時より予約受付を開始します。

注意事項

1. 新歓期（4月、5月）の1団体あたりの物品借用日数の上限は1回の借用につき最長3日まで（土日休日含む）とし、机、椅子、テント（大小）、暗幕は、土日祝日をはさんで前後一日ずつとします。
2. 借用希望日が他団体と重複した場合、その団体と直接交渉し結果を両団体窓口来室の上、台帳に反映させてください。（学生支援チームは、団体間の調整や連絡先紹介はしません。）物品借用申請書提出後の場合、窓口で申請書の訂正もしてください。
3. 借用物品の又貸し、駒場Iキャンパス外での利用は禁止です。
4. 教養学部で物品使用する場合、学部使用が優先となり、その間の借用はできません。
5. 借用中の貸出物品の破損・不具合等は必ず申し出てください。（破損は実費負担）
6. 下記表の備品は1団体あたりの借用上限数があり、上限を超えての借用は許可できません。
7. 借用の記入者は駒場Iキャンパス所属の学生に限ります。

1 団体あたりの借用上限数がある物品

物品名	1 団体あたりの上限	貸出可能数合計
拡声器	2 個まで	4
ポータブルアンプマイク付	1 台まで	2
教室用マイク	1 本まで	3
マイクスタンド	1 本まで	1
卓上用マイクスタンド	1 台まで	3
プロジェクター	1 台まで	2
プロジェクター スクリーン	1 台まで	1